

旭川市宿泊税の考え方について

令和6年7月29日（月）

旭川市観光スポーツ部観光課

○ 観光振興のための新たな観光財源の確保策・検討の経過

- ・令和5年8月31日
市長から市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対し、新たな観光財源の確保について諮問
- ・令和5年10月20日 第1回検討部会開催
- ・令和5年12月26日 第2回検討部会開催
- ・令和6年1月16日
宿泊事業者（旭川ホテル旅館協同組合）との意見交換会
- ・令和6年3月4日 第3回検討部会開催
- ・令和6年3月27日 第4回検討部会開催
- ・令和6年4月30日
旭川市中小企業審議会より、答申書を市長に手交

※検討の経過につきましては、観光課ホームページでも公開しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kankou/2300/d080079.html>



○ 検討部会における答申の概要について

観光関連産業は裾野が広く経済波及効果が高いことから、振興を図ることで地域経済の活性化につながる重要な産業であるが、本市においては観光振興に取り組むにあたって以下のような課題を抱えている。

◆旭川市の観光の現状と課題

- ・ 来訪者数に比べて宿泊客が少ないことから、通過型の観光スタイルの人が多い
- ・ 夏季の繁忙期に比べ主に冬季の閑散期との差が大きい

◆旭川市の財政状況と課題

- ・ 少子高齢化が進み、扶助費などの義務的経費が増加＝財政の硬直化が見込まれる
- ・ 恒常的に必要な財源が不足しており、安定的な財源の確保に課題がある



将来にわたって本市経済の活性化を図るためには、新たな財源を確保し活用することで観光行政上の課題を解決し来訪者を増加させ、さらに来訪者を増やすためのサービス提供に活用するという好循環を生み出し、市内消費の拡大や関連産業の活性化につなげ、旭川観光基本方針で定めている目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地」への発展を目指す必要がある

そのためには法定外目的税である宿泊税による財源確保が概ね妥当であるが、以下を踏まえて検討すること。

- ・ 宿泊者にわかりやすく事業者の負担を軽減するため簡素な制度とし、支援や補助についても併せて検討するとともに、丁寧な説明により理解を得る努力をすること
- ・ 制度設計や用途の検討に当たっては、宿泊事業者をはじめ観光関連事業者の意見を聴く場を設けるなど公平な制度づくりになるよう取り組むこと

○ 答申の内容を基にした制度概要（案）

項目	内容																
① 税目名	宿泊税（法定外目的税）																
② 課税客体	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル，又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 																
③ 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数																
④ 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者																
⑤ 税率	一人一泊につき200円 【参考】北海道の税率との合計 <table border="1" data-bbox="658 743 1821 982"> <thead> <tr> <th></th> <th>2万円未満</th> <th>2万円～5万円未満</th> <th>5万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川市</td> <td colspan="3">200円</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		2万円未満	2万円～5万円未満	5万円以上	旭川市	200円			北海道	100円	200円	500円	合計	300円	400円	700円
	2万円未満	2万円～5万円未満	5万円以上														
旭川市	200円																
北海道	100円	200円	500円														
合計	300円	400円	700円														
⑥ 非課税事項	検討中																
⑦ 徴収方法	特別徴収																
⑧ 見直しの期間	原則として条例施行後5年ごとに見直しを行う。 ただし、見直しが必要と認められる場合はそれよりも短い期間での実施を行う。																
⑨ 徴収開始時期	令和8年4月（予定）																

○ 宿泊税の使途について（案）

- ・ 宿泊税により確保した財源は、旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込（宿泊）客数の格差解消」などを解決するため、本市への宿泊者を増やすことや、納税者である宿泊者へ還元することを目的とした、新規の取組又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用します。
- ・ 新たな財源を積み立てる基金を創設することにより使途を明確化し、その年度に財源を活用した事業の内容と額を公表します。
- ・ 使途の検討に当たっては、宿泊関連事業者や観光関連事業者とも協議し、地域のニーズに合わせた事業を構築します。

【参考】北海道の宿泊税の使途について

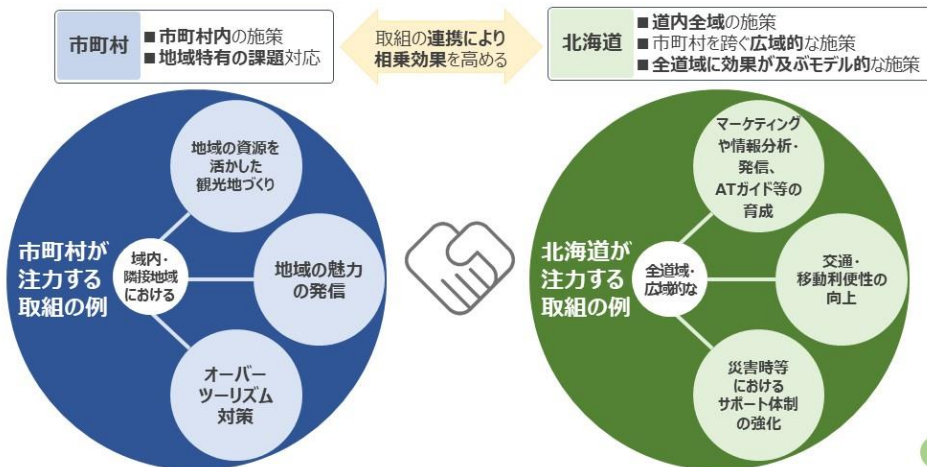
2-1. 市町村との役割分担

観光振興を目的とした新税に関する懇談会

市町村税による取組の自主性に配慮しつつ、地域からの意見や必要な支援等も踏まえながら、市町村との役割分担を整理

基本的な考え方

適切な役割分担のもと、双方の施策連携により相乗効果を創出。



2-2. 新税による具体的な施策イメージ

観光振興を目的とした新税に関する懇談会

①マーケティングの強化 ・デジタル技術活用によるマーケティング（ビッグデータの活用、地域の戦略策定支援など） ・国内外拠点のアンテナ機能強化（海外拠点の拡充、取組強化など） ・情報発信の強化（多言語対応の推進など）	②資源を活かした観光の推進 ・アドベンチャートラベルの推進（ガイド育成、ツアー造成など） ・新たな観光需要に応じたツーリズム（テーマ別観光など） ・観光地づくりと一体となった戦略的なプロモーションの実施	③地域の取組支援 ・エリア特性にあわせた観光振興（振興局単位の課題解決など） ・先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援（オーバーツーリズム対策、持続可能な観光地づくりなど）
④人材の確保・育成 ・観光関連産業における多様な人材の確保・育成（ATガイド育成、人材の定着、ITによる省力化など） ・専門人材の育成（DMOにおける専門人材の育成など）	⑤受入機能の強化・高度化 ・観光DXによる産業の生産性の向上（システム導入、IT技術導入支援等） ・社会的な要請への対応（ユバール化など）	⑥移動利便性の向上 ・広域観光に資する交通機能の強化（空港の受入体制強化、観光の視点からの広域的な交通に関する実証運行・利用促進など） ・交通手段のシームレス化等（MaaS、決済手段やデータのデジタル化など）
⑦危機対応力の強化 ・サポート体制の強化（安全確保に向けた旅行者目線での情報発信の強化など） ・機動的な需要喚起、風評被害対策等（財源の積み立て）	▶ 新税による使途の3つの方向性と想定規模 ◀ ■ 観光の高付加価値化……………①～③ 約17億円程度 ■ 観光サービスの充実・強化……………④～⑥ 約20億円程度 ■ 危機対応力の強化……………⑦ 約5億円程度 上記のほか、徴収経費や初期システム改修費など、別途、数億円程度を要する想定	

※ 上記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、道議会の議決を経た上で決定します。
 ※ 使途の規模感、他自治体の事業規模などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出したものです。

○ 宿泊税の使途の例（案）

記載されているものはあくまでも制度設計の参考とするための案であり、実際に行う事業内容につきましては関連事業者の皆様との協議や、市議会の審議を経た上で決定されます。

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

多様なニーズに対応した受入環境整備	来訪者の多様なニーズに応え、満足度を向上させる取組や、事業者が取り組む環境整備に対して支援を行う （例）宿泊施設等のユニバーサル化に対する支援、多言語対応に対する支援
来訪者の利便性向上	本市で快適に滞在するための仕組を構築する （例）観光案内機能の強化、ガイド人材の確保、二次交通の整備
緊急時受入体制の整備	災害時などの緊急時に滞在者が安心して過ごせるよう対策する （例）宿泊施設への防災備蓄物品の整備、災害等緊急時の情報提供網の強化

② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

閑散期の格差解消に向けた取組	閑散期（11月、4月）における宿泊者数を夏季に近づけるための取組 （例）割引クーポンの発行、来訪促進キャンペーンの実施
宿泊型旅行商品等の造成に対する支援	本市での宿泊を伴う旅行商品や、体験型コンテンツを組み合わせた宿泊プランなど観光関連事業者などが取り組む本市の魅力を活かした新たな旅行商品の造成に対する支援
旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成、支援	本市独自の魅力を活用し、滞在先に選んでもらえるような仕組を構築する （例）朝・夜にしか体験できないコンテンツの造成、旭川を拠点とした大雪圏域の周遊モデル確立、観光関連施設における高付加価値化への支援、ニーズ調査、教育旅行・スポーツ合宿等の誘致及び実施支援

③ 持続可能な観光地づくり

人材不足の解消、人材育成に対する支援	観光業界の課題である人材不足を解消するための事業や、事業者の取組に対する支援 （例）デジタルツール導入による省力化への支援、スキル向上等を目的とした研修
オーバーツーリズム対策	観光客の増加に伴う混雑や迷惑行為などを防止するための取組 （例）農地や自然環境を維持するための啓発、施設や交通機関での過集中回避
緊急時における市内事業者への支援	災害等により突発的に生じた観光需要の落ち込みなどの緊急時に備え、基金に積み立てを行う

○ 新たな財源を活用した事業の規模について

● 旭川市における収入見込額

年間 3～4 億円程度を想定

- ・コロナ禍前のピーク（H30推計値） 190万人泊 × 200円 = 3億8千万円
- ・R5推計値 160万人泊 × 200円 = 3億2千万円

● 1年当たりの事業費の試算（想定）

用途の内容		見込額	備考
来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり		1億1,000万円	
誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり		1億6,300万円	
持続可能な観光地づくり	事業費	7,300万円	
	基金への積み立て	1,000万円	総額5,000万円を目途に5年で積立
制度運営に伴う経費	特別徴収義務者に対する補助	1,140万円	特別徴収事務等に係る負担の軽減（徴収額の3%で試算）
	制度周知に係る広報費	200万円	制度周知ポスター，リーフレットの発行，広告掲出等
	事務的経費	1,000万円	徴収システム維持・整備費，事務用品など制度運営に必要な事務費

※積算は過年度の事業や他都市の事例を参考にした概算による

※新たな財源だけでなく，国・道の補助金や寄附金，クラウドファンディング等も活用の上実施する

※あくまでも検討の一助とするための案であり，実際に行う事業内容については関連事業者との協議及び議会の審議を経て決定する

1年当たりの事業費総額

約3億8千万円

○ 宿泊事業者の負担に対する補助について

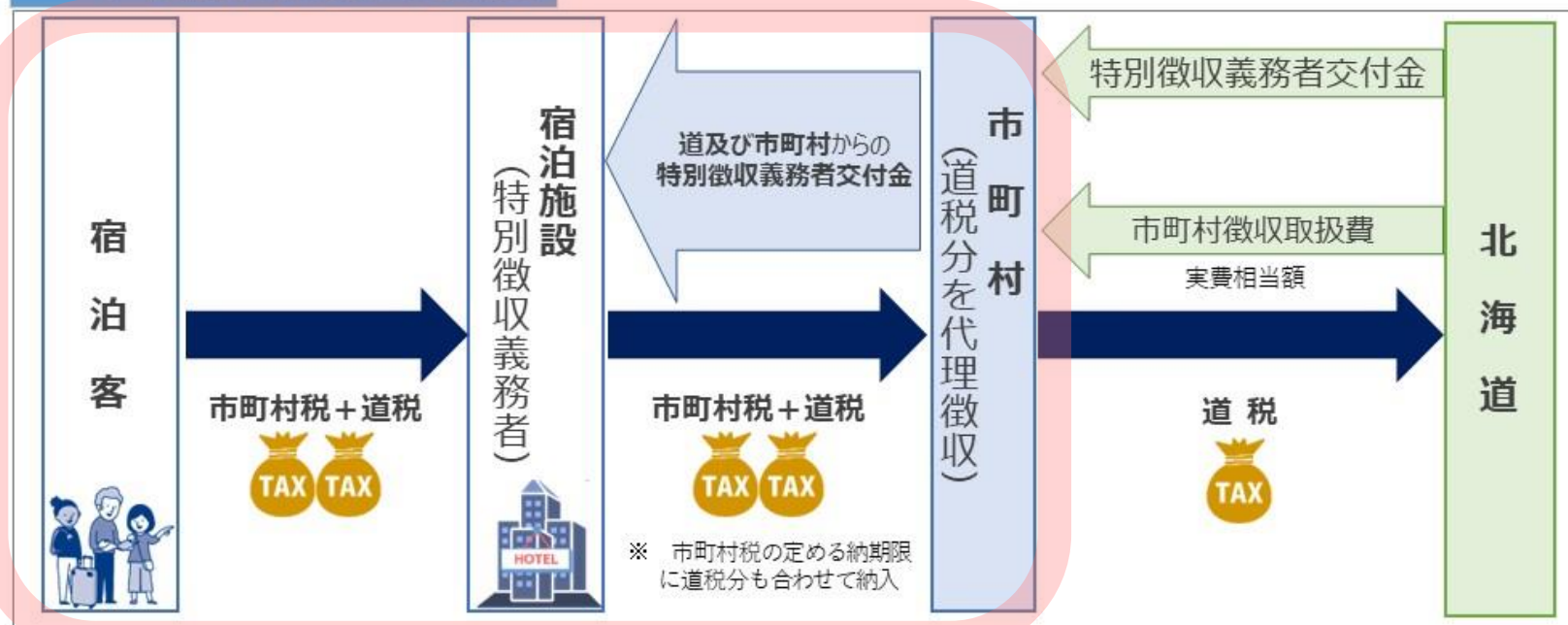
申告・納税や徴収の事務的負担を軽減するために、既に宿泊税を導入している自治体では特別徴収義務者に対して、納期内に納入された税額に対し2.5%～3%程度の交付金（補助金）の交付を行うなどの対応がなされています。

本市においても、先行事例を参考にしながら交付金による負担軽減制度の導入を前提に検討します。なお、交付金制度については、北海道においても内容を検討中です。

観光振興を目的とした新税に関する懇談会

4. 徴収事務（フローイメージ）

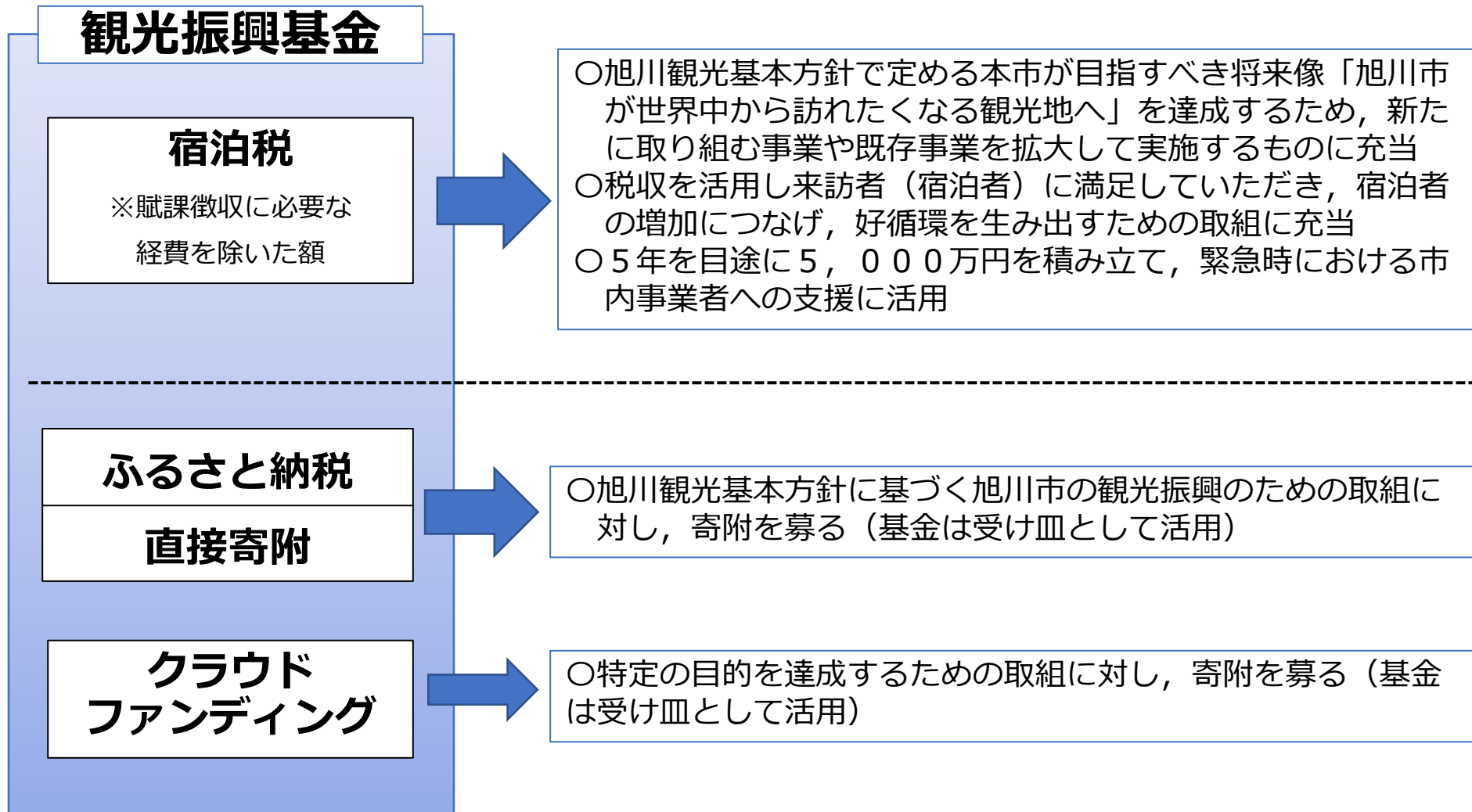
I 市町村税の課税がある場合



※北海道「新税の考え方【懇談会議論のまとめ】」より抜粋

○ 観光振興基金（仮称）の創設について

使途を明確化するために観光振興のための基金を創設し、積み立てた宿泊税は他の財源と区別し、旭川観光基本方針に基づく観光振興事業の財源として活用できるようにします。また、積み立てて活用することにより、年度をまたぐような長期間の取組にも活用することが可能になります。



○ 非課税事項（課税免除）について

【旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申より】

納税者である宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素な仕組みであることが望ましいことから、免税点及び課税免除については設定しないことが適当である。
ただし、北海道が非課税事項を設定する場合は、本市と北海道の制度が異なることにより宿泊者や宿泊事業者の混乱を招きかねないことから、北海道の制度設計に合わせることを前提に検討されたい。

○ 北海道における制度案では、課税免除について以下のとおり検討しています。

- ・ 宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や、移動利便性の向上といった施策効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず一定程度の受益があることから、免税点は設けず、広くご負担をいただく。
 - ・ 教育課程に公益性を認め、**修学旅行やその他の学校行事については課税免除**とする。
- ※スポーツ大会・合宿は課税免除とせず、今後、新税による使途の中で支援策を検討

○ 札幌市や函館市など、宿泊税の導入を検討している道内市町村の多くが修学旅行等への課税を免除する方向で検討しています。

旭川市は教育旅行に適しているエリアとして強力なポテンシャルを有しているが、現状では活用できていないことから、財源を確保した上でコンテンツの磨き上げなど誘客促進に取り組む必要があることに加え、宿泊事業者の事務的負担が増えてしまうことから課税免除はしないという考え方もある一方で、北海道や道内他市の制度と合わせる方が学校側にとってはわかりやすく、また、宿泊税を活用した誘客促進の取組に加えて課税免除を行うことで、教育旅行先として選定されやすくなることも考えられる

⇒事業者の皆様からの意見を伺った上で、引き続き検討を行いたいと考えています。